

○基本方針策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、本校では、全ての生徒が安心して生活し、共に学び合うことができる環境を地域社会全体でつくり上げることを目指し、学校・家庭・地域・その他関係者が連携して、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図るための基本方針を定める。

Ⅰ いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、尾去沢中学校に在籍している生徒に対して、同じく尾去沢中学校に在籍し一定の関係にある他の生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを介するものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・ 行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も尾去沢中学校の生徒であること。
- ・ AとBとの間に一定の人間関係があること。
- ・ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。
- ・ Bが心身の苦痛を感じていること。

※「自分よりも弱い者に対して」「継続的に」「深刻な苦痛」などの要素は含まれない。

2 いじめ防止のための取組（未然防止のための取組等）

- (1) いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止に積極的に取り組む。
- (2) いじめ問題についての全職員の危機意識を高め、日々の生徒たちとの触れ合いを大切に、生徒たちの日常生活を把握する中でいじめの早期発見に努める。
- (3) いじめられたり、困ったことがあったりしたらどんなことでも教師に相談できる関係をつくっておく。いじめを見て見ぬ振りをするのは、いじめを助長していることを認識させ、決して許されるべきことではないということを指導する。他の教職員・保護者・地域の人々からも情報が得られるようにしておく。
- (4) 学校の教育活動全体を通じて、生徒の自他の生命を大切にする心・自他の人権を守ろうとする心・公共心及び道徳的実践力を育成するよう努め、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させる。
- (5) 生徒自身がいじめについて主体的に考え行動できるよう、生徒とともにそれぞれの発達段階に応じたいじめ防止の取組を進め、学校や地域全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるように努める。
- (6) 「分かる・できる・学び合う授業づくり」を進め、全ての生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
- (7) 学校基本方針を基に「いじめ」について教職員の校内研修を行い、共通理解を図る。
- (8) いじめ防止等に関する取組を推進、実施するために、管理職と関係職員による「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

- (9) 全校生徒を対象にスクールカウンセラー来校日に合わせて面談希望調査を実施し、希望のあった生徒に対し面談時間を設定する。
- (10) いじめ防止強調月間を5月と11月に設け、個々に教育相談を行い、生徒のいじめに対する意識向上と未然防止を図る。
- (11) 毎月末に「いじめに関する調査」を行い、生徒の様子を把握する。
- (12) 生徒会三役が企画・運営するいじめ防止に関する集会を毎月実施し、全校生徒の交流を深める。

3 早期発見・早期対応の在り方（兆候を見逃さない、見過ごさないための手立て）

- (1) ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認識する。
- (2) 毎月1回のいじめアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口を生徒及び保護者に周知するなど、生徒が訴えやすい体制を整え、学校と家庭・地域・関係機関が連携していじめの早期発見に努める。
- (3) かつのこもれば相談の周知と活用を促す。

4 いじめへの対処

- (1) いじめであることが確認された場合、いじめ被害者の救援を最優先するとともに、いじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。
- (2) 組織的な対応を行うとともに、家庭や教育委員会への連絡・相談を行う。また、事案に応じ関係機関との連携を図る。
- (3) 重大事案が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校設置者の指導助言の下、「学校いじめ防止対策委員会」に関係する専門家を加えた「学校いじめ調査委員会」を設け調査を行う。

5 地域や家庭との連携

- (1) P T Aや学校運営協議会委員、地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設け、連携・協働して取り組めるようにする。
- (2) 学校が行う体験活動や「ふるさと・キャリア教育」の充実により、生徒が大人と関わる機会を多く設定し、いじめの未然防止と早期発見に努める。
- (3) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じてスクールカウンセラー等との連携を図るほか、学校以外の相談窓口についても生徒及び保護者に周知するなど、情報の共有や事案への対応についての連携体制を構築する。

6 その他

この方針については、学校のホームページで公開する。